平成２３年（フ）第１０５０号
京都府木津川市加茂町例幣立川11番地
債務者　吉川美智子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４５号
京都市左京区高野泉町46番地
債務者　小足　龍平
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目28番地　藤岡アパート202号室
債務者　川邊さおり
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５４号
広島市安佐南区祇園３丁目35番５号、申立時の住所広島市西区楠木町２丁目１番５―204号
債務者　梶山　英一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９３号
広島市安佐南区東野２丁目９番17号
債務者　菅野　陽市
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８９７号
広島市西区天満町17番18―201号
債務者　藤本　寿和
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０８号
福岡市早良区田村５丁目25番14号
債務者　美和千香子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
福岡県大野城市若草３丁目18番25号セジュールヴォヌール102号
債務者　牟田　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８５号
福岡市中央区渡辺通３―10―７
債務者　竹ノ家範彦
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５６号
福岡市中央区荒戸１丁目11番16―103号
債務者　堀　あゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６８号
福岡市早良区飯倉４丁目11番17号
債務者　田中　久善
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈52番地１チュリス門松501号
債務者　ア華リ・ＴＡＫＯＫＡＲＡあいちゃんこと　川添利枝子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５０号
福岡市博多区千代３丁目４番18号
債務者　岩崎　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５１号
福岡市博多区千代３丁目４番18号
債務者　岩崎ミツエ
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６４号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目18番10号ハイツほうれん荘102号
債務者　花村　敬子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８１号
福岡市城南区友丘３丁目５番12号
債務者　木村　卯女
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５００号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目５番16号
債務者　篠原　誠次
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０１号
福岡県糟屋郡宇美町若草２丁目５番16号
債務者　篠原みかこ（旧姓矢田）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部